

高齢者の人権を守り 人権 あ ゆ み 第34号

みんなが笑顔で暮らせるまちに

大阪市では、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をでき、生きがいのある人生を創造できる、自由・平等で公正な社会の実現をめざしています。

高齢化が進む昨今、大阪市では高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできるよう、人権施策の推進を図っています。

その1

区役所の人権施策の取組

区役所では、人権啓発や相談に関する様々な取組を実施しています。

住之江区地区人権学習会

区役所では、人権啓発推進員と連携し、高齢者や子ども、障がいのある方の人権に関するテーマの学習会を開催し、広く人権について学べる場を提供しています。映画鑑賞では、認知症になった方やその家族の体験談などから高齢者の人権を学んでいます。「誰にでも楽しめる」音楽による参加型コンサートでは、参加者が一体となることでお互いが尊重することの大切さを学んでいます。



認知症についての映画鑑賞と講話



参加型コンサート

地区人権学習会の開催状況はこちら



人権啓発推進員の皆さんは、日常から地域に根ざした人権啓発を行っています。

人権週間での啓発活動



毎年12月4日～10日を人権週間としています。

区役所では、人権啓発パネルの設置などを行っています。

この機会に改めて人権への理解を深めましょう。

皆さんも参加して
人権について
考えてみましょう。



人権相談窓口の設置

人権について知りたい、相談したいなどの場合は、下記へご相談ください。

●専門相談員による相談窓口(事前予約制)

大阪市人権啓発・相談センター

☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666

✉7830@osaka-jinken.net

月～金曜 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:30

※受付は、相談時間終了の30分前までです。

●区役所相談窓口

協働まちづくり課 窓口④番 ☎06-6682-9983

月～金曜 9:00～17:30(土日祝・年末年始は除く)